

○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表
 ○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇百二十七（略）</p> <p>百二十八 二―「trans―四―（四―クロロフェニル）シクロヘキシル」―三―ヒドロキシ―一・四―ナフトキノ（別名アトバコン）及びその製剤（ただし、マラリアに用いられるものを除く。）</p> <p>百二十九〇百三十二（略）</p>	<p>一〇百二十七（略）</p> <p>百二十八 二―「trans―四―（四―クロロフェニル）シクロヘキシル」―三―ヒドロキシ―一・四―ナフトキノ（別名アトバコン）及びその製剤</p> <p>百二十九〇百三十二（略）</p>